

市税などの納め忘れはありませんか？

税目（税金の種類）	納期
固定資産税	1期～2期
軽自動車税	全期
国民健康保険税	1期～6期
市・県民税（普通徴収分）	1期～3期

現在、平成19年度の市税については、左の税目が納期限を経過しています。納期限後、一定期間が経過しても納付がない場合は督促状を発送していますが、その後も納付がない場合は延滞金が加算されることがあります。領収書などで、納め忘れがないかご確認ください。

また、催告書が送付された後も納付されない場合は、差押えなどの強制処分となることもありますので、納付したか確認できないとき、すぐに納付できないときなどは、市税務課収納対策室へご連絡ください。

市税の納付には、便利で確実な口座振替のご利用をおすすめします。
口座振替で納付していただきますと、出かける手間が省け、納付のし忘れを心配する必要がありません。

口座振替による納付の場合は、各納期限（口座振替日）にご指定の口座から振替えさせていただきます。振替額は、納税通知書に記載されているとおりです。

振替対象の市税

- 固定資産税
- 軽自動車税
- 個人市県民税（普通徴収分）
- 国民健康保険税

※介護保険料・上下水道使用料なども口座振替ができますので、各担当課にお問い合わせください。

口座振替のお申込み方法

次の金融機関の窓口でお申し込みいただけます。

- 常陽銀行 ●茨城みなみ農協 ●みずほ銀行 ●三井住友銀行 ●関東つくば銀行 ●茨城県信用組合
- 茨城銀行 ●水戸信用金庫 ●東日本銀行 ●結城信用金庫 ●ゆうちょ銀行・郵便局

■申込みに必要なもの

- ・預貯金通帳（または、口座番号の確認できるもの）
- ・通帳の届出印
- ・口座振替依頼書（金融機関窓口または市税務課収納対策室にあります。）

※口座振替をお申し込み中であっても、残高不足などにより口座引き落としできない場合があります。

その場合は、納付書で納めていただくこととなりますのでご注意ください。口座からの再引き落としはしません。

納税組合廃止のお知らせ

平成17年に「個人情報保護法」および「個人情報保護条例」が施行され、個人に対する情報の管理・保護が義務付けられたことを踏まえ、行政運営の見直しを行った結果、平成19年度をもって、納税組合を廃止することとなりました。

市納税組合におかれましては、長年にわたり市税の納付推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

なお、納税組合廃止前と廃止後の変更点は次のとおりとなっています。

平成19年度（納税組合廃止前）

納税通知書が市から納税協力員を介して、各納税者へ届きます。

↓

平成20年度以降（納税組合廃止後）

納税通知書が市から郵送により直接各納税者へ届きます。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課収納対策室
☎ 58-2111（内線1140～1144）